

# 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部県政情報・文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

規 則	目 次	ペー ジ
○行政組織規則の一部を改正する規則		一
○栗駒ダム操作規則の一部を改正する規則		六
○県有防災林保護管理規則の一部を改正する規則		七
○遊漁船業者登録簿の閲覧に関する規則の一部を改正する規則		七
訓 令 甲		
○標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程の一部を改正する訓令		七
○附属機関の役職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令		七
○特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令		七
○卸売市場検査規程の一部を改正する訓令		八
○県工事検査規程の一部を改正する訓令		八
告 示		
○出納事務の委任等に関する規程の一部を改正する告示		九
○地方公所の指定の一部を改正する告示		九

## 規 則

行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十五号

行政組織規則の一部を改正する規則

行政組織規則（昭和三十五年宮城県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第六款 農林水産部に属する機関（第七十条―第九十四条）」を  
第七款 土木部に属する機関（第九十五条―第一百条）」を  
「第六款 農政部に属する機関（第七十条―第七十七条）」に改める。  
第七款 水産林政部に属する機関（第七十八条―第九十四条）」に改める。  
第八款 土木部に属する機関（第九十五条―第一百条）」に改める。

第九条の表保健福祉部の項中「障害福祉課」の下に、「精神保健推進室」を加え、同表農林水産部の項を次のように改める。

農 政 部  
農政総務課、農業政策室、食産業振興課、農山漁村なりわい課、農業振興課、みやぎ米推進課、園芸振興室、畜産課、農村振興課、農村整備課、農地復興推進室

水産林政部  
水産林政総務課、水産林業政策室、水産業振興課、全国豊かな海づくり大会推進室、水産業基盤整備課、漁港復興推進室、林業振興課、森林整備課

第九条の表土木部の項中「下水道課」を削る。

第十四条社会福祉課の分掌事務の項に次の一号を加える。

二十一 地方再犯防止推進計画に関すること。

第十四条障害福祉課の分掌事務の項第一号中「及び精神保健行政」を削り、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同項第五号中「心身障害者（児）医療」を「障害者（児）の医療費助成（精神保健推進室の所管に係るものを除く。）」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、同項第七号中「精神保健福祉センター」を削り、同号を同項第六号とし、同項の次に次のように加える。

### 精神保健推進室

- 一 精神保健行政の企画及び調整に関すること。
  - 二 自立支援医療（精神障害に係るものに限る。）に関すること。
  - 三 発達障害に関すること（子ども総合センターの所管に係るものを除く。）。
  - 四 精神保健福祉センターに関すること。
- 第十四条業務課の分掌事務の項第七号中「栽培及び利用の指導奨励」を「知識等の普及啓発」に改め、同項第十一号中「薬事工業生産動態統計調査」を「薬事経済調査」に改める。
- 第十六条（見出しを含む。）中「農林水産部」を「農政部」に改め、同条農林水産総務課の分掌事務の項を次のように改める。

農政総務課

- 一 農林行政の総合的な調整に関する事。
  - 二 農業団体の育成施策の企画及び調整に関する事。
  - 三 農業協同組合、農事組合法人、農業共済組合その他の農業団体の指導監督に関する事。
  - 四 土地改良区等の指導監督に関する事（検査に係るものに限る。）。
- 第十六条農林水産政策室の項中「農林水産政策室」を「農業政策室」に改め、同項第一号中「農林水産行政」を「農業行政」に改め、同項第二号中「農林水産業」を「農業」に改め、同項第三号を次のように改める。

- 三 農業の災害対策の総括に関する事。
- 第十六条農林水産経営支援課の分掌事務の項を削る。

第十六条食産業振興課の分掌事務の項第三号中「食に」を「農林水産物に」に、「安全」を「食の安全」に改め、「食への」及び「農林水産部内」を削り、同項第五号中「農産環境課」を「農山漁村なりわい課」に改め、同項次に次のように加える。

農山漁村なりわい課

- 一 農山漁村振興施策の総合的な企画及び調整に関する事。
  - 二 農村の多面的機能の維持及び増進に関する事。
  - 三 中山間地域の農村の振興対策に関する事。
  - 四 農山漁村滞在型余暇活動の推進に関する事。
  - 五 農地・水保全管理支払交付金に関する事。
  - 六 都市との交流基盤の整備に関する事。
  - 七 農道の整備に関する事。
  - 八 農業集落排水に関する事。
  - 九 農村総合整備及び農業集落整備の実施に関する事。
  - 十 六次産業化に係る総合的な企画、調整及び推進に関する事。
  - 十一 農産加工に関する事。
  - 十二 農産物を活用した産業の育成に関する事。
  - 十三 鳥獣被害防止対策に関する事。
- 第十六条農業振興課の分掌事務の項中第十六号を第十八号とし、第十号から第十五号までを二号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の二号を加える。
- 十 農業金融に関する事。
  - 十一 宮城県農業信用基金協会の指導監督に関する事。

第十六条農産環境課の分掌事務の項中「農産環境課」を「みやぎ米推進課」に改め、第七号及び第八号を削り、第九号を第七号とし、第十号から第十七号までを二号ずつ繰り上げる。

第十六条農村振興課の分掌事務の項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号から第十五号までを削り、第十六号を第十二号とし、第十七号を第十三号とする。

第十六条農村整備課の分掌事務の項第十二号から第十五号までを削り、同項第十六号中「関する」と「」の下に「農山漁村なりわい課及び」を加え、同号を同項第十二号とし、同項第十七号を第十三号とし、第十八号を第十四号とする。

第十六条林業振興課の分掌事務の項から漁港復興推進室の分掌事務の項までを削り、第十七条を次のように改める。

（水産林政部各課室の分掌事務）

第十七条 水産林政部各課室の分掌事務は、次のとおりとする。

水産林政総務課

- 一 水産林業行政の総合的な調整に関する事。
  - 二 水産業及び林業の災害対策の総括に関する事。
  - 三 水産林業団体の育成施策の企画及び調整に関する事。
  - 四 水産業協同組合、漁業共済組合及び漁船保険組合の指導監督に関する事。
  - 五 森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会の指導監督に関する事。
- 水産林業政策室
- 一 水産林業行政の総合的な企画に関する事。
  - 二 水産林業に関する試験研究の企画及び調整に関する事。
- 水産業振興課
- 一 水産業振興施策の企画及び調整に関する事。
  - 二 沿岸漁業及び内水面漁業の調整及び許可に関する事。
  - 三 海面及び内水面に係る漁業権の免許及び登録に関する事。
  - 四 遊漁船業の適正化に関する事。
  - 五 沖合遠洋漁業の調整及び経営安定対策に関する事。
  - 六 漁船の建造及び登録に関する事。
  - 七 小型漁船の総トン数の測度に関する事。
  - 八 漁船保険並びに漁船の海難の救済及び防止対策に関する事。
  - 九 水産業技術の改良普及に関する事。
  - 十 水産業経営の改善普及に関する事。

十一 水産業金融に関する事。

十二 宮城県漁業信用基金協会の指導監督に関する事。

十三 水産業の後継者及び担い手の育成に関する事。

十四 漁業取締りに関する事。

十五 海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会に関する事。

十六 水産物の流通に関する事。

十七 卸売市場（水産物を扱うものに限る。）に関する事。

十八 水産加工業の振興に関する事。

十九 食品の製造過程の管理の高度化に関する事。

二十 漁村の生活改善普及に関する事。

二十一 漁業用無線通信に関する事。

二十二 公益財団法人宮城県水産振興協会（平成七年四月一日に財団法人宮城県水産公社という名称で設立された法人をいう。）に関する事。

二十三 水産技術総合センターに関する事。

第四十回全国豊かな海づくり大会の開催に関する事。

水産業基盤整備課

一 漁港の指定、管理及び保全に関する事。

二 漁港区域（隣接する海岸保全区域を含む。）の海岸の管理及び保全に関する事。

三 漁港区域（港湾区域と重複する区域を除く。）の公有水面埋立てに関する事。

四 漁港の調査統計に関する事。

五 沿岸漁業構造改善に関する事。

六 漁場環境に関する事。

七 養殖業に関する事。

八 水産資源の増殖及び管理に関する事。

九 魚介藻類の防疫に関する事。

十 内水面漁業に関する事。

漁港復興推進室

一 漁港、漁場及び漁村の整備に関する事（災害復旧事業を含む。）。

二 漁港区域（隣接する海岸保全区域を含む。）の海岸保全事業に関する事（災害復旧事業を含む。）。

林業振興課

一 林業振興施策の企画及び調整に関する事。

二 木材産業振興施策の企画及び調整に関する事。

三 森林計画及び市町村森林整備計画に関する事。

四 森林経営計画に関する事。

五 森林経営管理に関する事。

六 林業技術の改良普及に関する事。

七 林業経営の改善普及に関する事。

八 国有林野の調整に関する事。

九 流域林業の推進に関する事。

十 県産材の生産及び供給の体制の整備並びに流通に関する事。

十一 林業金融に関する事。

十二 林業労働力対策に関する事。

十三 林業・木材産業構造改革に関する事。

十四 入会林野等に関する事。

十五 林道に関する事。

十六 林業の後継者及び担い手の育成に関する事。

十七 特用林産物の生産及び流通に関する事。

十八 公益財団法人みやぎ林業活性化基金（平成四年九月十四日に財団法人みやぎ林業活性化基金という名称で設立された法人をいう。）に関する事。

十九 林業技術総合センターに関する事。

森林整備課

一 森林整備（林道に関するものを除く。）及び林業種苗に関する事。

二 森林の保全に関する事。

三 森林の保護及び病害虫等の防除に関する事。

四 県有林に関する事。

五 治山事業（防災林に係るものを含む。）に関する事。

六 地すべりの防止に関する事（林野保全に係るものに限る。）。

七 保安林に関する事。

八 一般社団法人宮城県林業公社（昭和四十一年六月二十三日に社団法人宮城県林業公社という名称で設立された法人をいう。）に関する事。

第十八条都市計画課の分掌事務の項に次の三号を加える。  
 十四 下水道計画に関すること（流域下水道に係るものを除く。）  
 十五 公共下水道に関すること。  
 十六 市町村下水道事業の指導に関すること。  
 第十八条下水道課の分掌事務の項を削る。

第二十一条の二第二項の表中 「農林水産部 農林水産総務課」 を

「農 政 部 農 政 総 務 課  
 水産林政部 水産林政総務課」 に改める。

第二十一条の三第三項中「及び農林水産部農林水産総務課」を、「農政部農政総務課及び水産林政部水産林政総務課」に改める。

第二十一条の四第一項の表保健福祉部の項中

子ども・家庭支援課	子育て社会推進室
子ども・家庭支援課	子育て社会推進室
障害福祉課	精神保健推進室

改め、同項の表農林水産部の項を次のように改める。

農政部	農政総務課	農業政策室
みやぎ米推進課	園芸振興室	
農村整備課	農地復興推進室	

第二十一条の四第一項の表農政部の項に次のように加える。

水産林政部	水産林政総務課	水産林業政策室
水産振興課		全国豊かな海づくり大会推進室

水産業基盤整備課	漁港復興推進室
----------	---------

第二十二条第三項の表緑化推進専門監の項に次のように加える。

水道事業広域連携専門監	食と暮らしの安全推進課	上司の命を受け、水道事業広域連携に関する事務を掌理する。
-------------	-------------	------------------------------

第二十二条第三項の表精神保健専門監の項を削り、同表農林水産政策専門監の項を次のように改める。

農業政策専門監	農業政策室	上司の命を受け、農業行政の総合的な企画及び調整に関する事務を掌理する。
---------	-------	-------------------------------------

第二十二条第三項の表施設管理指導専門監の項に次のように加える。

水産林業政策専門監	水産林業政策室	上司の命を受け、水産業及び林業行政の総合的な企画及び調整に関する事務を掌理する。
-----------	---------	--

第二十二条第三項の表空港振興専門監の項に次のように加える。

下水道専門監	都市計画課	上司の命を受け、下水道行政に係る企画及び調整並びに市町村下水道の指導に関する事務を掌理する。
--------	-------	--

第二十二条第四項の表企画員の項中「及び農林水産部農林水産政策室」を、「農政部農業政策室及び水産林政部水産林業政策室」に改める。

第四十七条第二項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 発達障害に関すること（発達障害者支援センターの運営に関することに限る。）。

第六十三条第四項の表中「林業振興部、水産漁港部」を「水産漁港部、林業振興部」に改め、同条第八項林業振興部の分掌事務の項を削り、同項水産漁港部の分掌事務の項第二十五号中「市町国庫補助事業」の下に「(災害復旧事業を含む。)」を加え、同項の次に次のように加える。

- 林業振興部
- 一 林業振興対策に関すること。
- 二 林業・木材産業構造改革に関すること。
- 三 入会林野等に関すること。
- 四 林業技術の普及指導に関すること。
- 五 林業経営の合理化に関すること。

六 林産物の生産指導に関すること。

七 流域林業の推進に関すること。

八 県産材の生産及び供給の体制の整備並びに流通に関すること。

九 森林計画及び市町村森林整備計画に関すること。

十 県有林に関すること。

十一 林業金融に関すること。

十二 森林組合の指導育成及び検査に関すること。

十三 林業後継者及び林業研究団体等の育成指導に関すること。

十四 林業労働力対策に関すること。

十五 森林整備に関すること。

十六 森林の保護及び病害虫等防除に関すること。

十七 環境緑化に関すること。

十八 林地開発の規制に関すること。

十九 保安林に関すること。

二十 森林の保全に関すること。

二十一 治山事業（防災林に係るものを含む。）に関すること。

二十二 地すべりの防止に関すること（林野保全に係るものに限る。）。

二十三 林道に関すること。

二十四 自然環境の保全に関すること。

二十五 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関すること。

二十六 自然公園（県立自然公園松島を除く。）の保護及び利用に関すること。

#### 第三章第三節第六款の款名を次のように改める。

#### 第六款 農政部に属する機関

第七十二条第三項中「バイオテクノロジー開発部、園芸栽培部」を「野菜部、花き・果樹部」に、同条第四項企画調整部の分掌事務の項第七号中「及び農村生活」を削り、同条第四項中バイオテクノロジー開発部の分掌事務の項を削り、同項園芸栽培部の分掌事務の項中「園芸栽培部」を「野菜部」に改め、同項第一号から第三号まで中「園芸作物」の下に「花き・果樹を除く。」を、同項第五号中「園芸原種苗」の下に「花き・果樹を除く。」を加え、「バイオテクノロジー開発部の所管に属するものを除く。」を削り、同項に次の一号を加える。

六 有用遺伝資源の収集保存及び利用に関すること。

第七十二条第四項野菜部の分掌事務の項の次に次のように加える。

#### 花き・果樹部

一 園芸作物（花き・果樹に限る。）の栽培に関すること。

二 園芸作物（花き・果樹に限る。）の新品種の育成に関すること。

三 園芸作物（花き・果樹に限る。）の施設生産技術に関すること。

四 園芸原種苗（花き・果樹に限る。）の生産に関すること。

第七十二条第四項園芸環境部の分掌事務の項に次の一号を加える。

五 先進的育種及び増殖技術に関すること。

第七十三条第三項中「作物育種部、水田利用部、土壤肥料部及び作物保護部」を「水田営農部、作物育種部、作物栽培部及び作物環境部」に改め、同条第四項第十三号中「稲、麦」を「水稲、麦類」に改め、同号を同項第二十三号とし、同項第十二号中「稲、麦」を「水稲、麦類」に改め、同号を同項第二十二号とし、同項第十一号を削り、同項第十号を同項第二十一号とし、第七号から第九号までを十一号ずつ繰り下げ、同項第六号中「稲、麦」を「水稲、麦類」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第四号及び同項第五号を削り、同項第三号中「稲、麦、大豆等」を「水稲、麦類、大豆」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第二号中「稲、麦、大豆等」を「水稲、麦類、大豆」に改め、同号を同項第十二号とし、同項の次に次の三号を加える。

十三 水稲、麦類、大豆の機能性・食味・加工特性評価に関すること。

十四 水稲、麦類、大豆の原原種、原種及び一般種子の生産等に関すること。

十五 水稲、麦類、大豆等の栽培に関すること。

第七十三条第四項第一号中「稲」を「水稲」に改め、同号を同項第十一号とし、同項に第一号から第十号として次の十号を加える。

一 土地利用型農業に関すること。

二 輪作体系技術の確立に関すること。

三 農業情報研究に関すること。

四 試験研究に関する総合的な企画及び調整に関すること。

五 試験研究の成果の評価及びその普及に関すること。

六 本庁及び農業改良普及機関等との連絡調整に関すること。

七 試験研究に関する資料の収集及び整理に関すること。

八 農業指導者等の研修の企画立案及び調整に関すること。

九 農業の技術改善の広報に関すること。

十 農村及び農地の整備技術に関すること。

第七十三条第五項中「作物育種部」を「水田営農部」に改め、「同項第一号」の下に「から第十号

まで」を加え、「水田利用部」を「作物育種部」に、「同項第二号から第五号」を「同項第十一号から第十四号まで」に、「土壌肥料部」を「作物栽培部」に、「同項第六号から第十一号まで」を「同項第十五号及び第十六号」に、「作物保護部」を「作物環境部」に、「同項第十二号及び第十三号」を「同項第十七号から第二十三号まで」に改める。

第七十八条から第八十九条までを次のように改める。  
第七十八条から第八十九条まで 削除

第三章第三節第七款を第八款とし、第八十九条の次に次の款名を付する。

第七款 農政部に属する機関

第九十三条及び第九十四条を次のように改める。

第九十三条 林業に関する試験研究及び指導を行うため、林業技術総合センターを設置する。

第九十四条 削除

第九十七条を削り、第九十七条の二を第九十七条とする。

別表第二宮城県准看護師試験委員の項中「宮城県准看護師試験委員」を「准看護師試験委員」に改め、同表宮城県精神医療審査会の項中「障害福祉課」を「精神保健推進室」に改め、同表宮城県地域医療推進委員会の項を削り、同表宮城県地域医療介護総合確保推進委員会の項の次に次のように加える。

宮城県地域医療対策協議会	医療計画に定める医師の確保に関する事項の実施に関する重要事項の調査審議に関すること。	医療人材対策室
--------------	--	---------

別表第二宮城県精神保健福祉審議会の項を削り、同表宮城県リハビリテーション協議会の項の次に次のように加える。

宮城県精神保健福祉審議会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第九条の規定による精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項についての調査審議及び知事に対する意見の具申に関すること。	精神保健推進室
--------------	---	---------

別表第二宮城県試験研究機関評価委員会の項中「及び農林水産部」を「、農政部及び水産林政部」に改め、同表宮城県農林水産部指定管理者選定委員会の項中「宮城県農林水産部指定管理者選定委員会」を「宮城県農政部指定管理者選定委員会」に、「農林水産部が」を「農政部が」に、「農林水産総務課」を「農政総務課」に改め、同表みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度運営委員会の項中「農産環境課」を「みやぎ米推進課」に改め、同表宮城県農村振興施策検討委員会の項の次に次の

ように加える。

宮城県水産林政部指定管理者選定委員会	水産林政部が所管する公の施設を管理させる指定管理者に指定しようとするものの選定に関すること。	水産林政総務課
--------------------	--	---------

別表第二宮城県土木部指定管理者選定委員会の項中「（流域下水道を除く。）」を削り、同表宮城県流域下水道指定管理者選定委員会の項を削り、同表宮城県公共工事等入札・契約適正化委員会の項中「及び県が発注する公共工事以外の」を「、公共工事以外の県が発注する」に、「に係る」を「及び県が設立した地方独立行政法人が発注する調達であつて同令第一条に規定する国際約束の適用を受けるもの並びに」に改める。

別表第三加瀬沼公園の項の次に次のように加える。

矢本海浜緑地	東松島市	同
--------	------	---

別表第三仙塩流域下水道の項から迫川流域下水道の項までを削る。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第十四条社会福祉課の分掌事務の項の改正規定及び別表第二宮城県公共工事等入札・契約適正化委員会の項の改正規定は、公布の日から施行する。

栗駒ダム操作規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十六号

栗駒ダム操作規則の一部を改正する規則

栗駒ダム操作規則（平成二十四年宮城県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表第五宮城県農林水産部農村整備課長の項中「宮城県農林水産部農村整備課長」を「宮城県農政部農村整備課長」に改め、同表迫川上流土地改良区理事長の項中「若柳字川南戸ノ西四」を「金成沢辺町沖二〇五番地」に改め、同表東北電力株式会社古川技術センター制御所長の項中「東北電力株式会社古川技術センター制御所長」を「東北電力株式会社古川電力センター制御所長」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

県有防災林保護管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十七号

県有防災林保護管理規則の一部を改正する規則

県有防災林保護管理規則（昭和五十一年宮城県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「農林水産部森林整備課長」を「水産林政部森林整備課長（以下「森林整備課長」という。）」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

遊漁船業者登録簿の閲覧に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十八号

遊漁船業者登録簿の閲覧に関する規則の一部を改正する規則

遊漁船業者登録簿の閲覧に関する規則（平成十五年宮城県規則第五号）の一部を次のように改正する。

附 則

第二条中「宮城県農林水産部水産振興課」を「宮城県水産林政部水産振興課」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第八号

標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程の一部を改正する訓令

標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程（平成二十八年宮城県訓令甲第六号）の一部を次のように改める。

第二条の表一の項中「宮城県労働委員会処務規程」を「宮城県労働委員会事務局処務規程」に改め、同表三の項中「緑化推進専門監」の下に「水道事業広域連携専門監」を加え、「精神保健専門監」を削り、「農林水産政策専門監」を「農業政策専門監」に改め、「施設管理指導専門監」の下に「水産林業政策専門監」を、「空港振興専門監」の下に「水道専門監」を加え、「水道事務所」を削り、同表六の項中「第二十七条第九項の規定」を「第二十七条第十一项の規定」に、「規程第四項」を「規程第四条第四項」に改める。

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二条の表一の項及び同表表六の項の改正規定は、公布の日から施行する。

○宮城県訓令甲第九号

附属機関の役職に充てる職員に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

附属機関の役職に充てる職員に関する規程の一部を改正する訓令

附属機関の役職に充てる職員に関する規程（昭和五十九年宮城県訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

別表宮城県防災会議の項中「農林水産部長」を「農政部長」に、「水産林政部長」を「水産林政部長」に、

「農林水産部次長（農林水産部長が指名するものに限る。）」を「農政部次長（農政部長が指名するものに限る。）」に改め、同表宮城県石油コンビナート等

防災本部の項中「農林水産部長」を「水産林政部長」に、「農林水産部次長（農林水産部長が指名するものに限る。）」を「農政部次長（農政部長が指名するものに限る。）」に改め、同表宮城県国民保護協議会の項中

「農林水産部長」を「農政部長」に、「水産林政部長」を「水産林政部長」に、

「農林水産部次長（農林水産部長が指名するものに限る。）」を「農政部次長（農政部長が指名するものに限る。）」に改める。

「農政部長(農政部長が指名するものに限る。)(水産林政部長が指名するものに限る。)」

に改め、同表宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会の項中

「農林水産部農業振興課長(イノシシ部会に限る。)(農林水産部農産園芸環境課長(農林水産部林業振興課長(ツキノワグマ部会に限る。)(農林水産部森林整備課長(ニホンジカ部会に限る。))」

を

「農政部長(農政部長が指名するものに限る。)(水産林政部長(水産林政部長が指名するものに限る。))」

中「農林水産部次長(農林水産部長)」を「農政部長(農政部長)」に、「農林水産部食産業振興課」を「農政部長食産業振興課」に、「農林水産部農業振興課」を「農政部長農業振興課」に、「農林水産部環境課長」を「農政部長環境課長」に、「水田利用部長」を「作物栽培部長」に改め、同表宮城県森林審議会の項中「農林水産部次長(農林水産部長)」を「水産林政部長(水産林政部長)」に、「農林水産部林業振興課長」を「水産林政部長林業振興課長」に、「農林水産部森林整備課長」を「水産林政部長森林整備課長」に改め、同表宮城県都市計画審議会の項中

「土木部都市計画課長」を

「土木部技術副参事(土木部長が指名するものに限る。)(土木部都市計画課長)」

に改め、同表宮城県地方港湾審議会の項中「農林水産部次長(農林水産部長)」を「水産林政部長(水産林政部長)」に改める。

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○宮城県訓令第十号

特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令

特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程(昭和六十年宮城県訓令第九号)の一部を次のように改正する。

第八条、第十四条及び第十五条中「農林水産部」を「農政部」に改める。

第十六条中「農林水産部」を「水産林政部」に改める。

第十七条中「農林水産部」を「水産林政部」に、「第七十四条第一項」を「第二百二十八条第一項」に改める。

第十八条中「農林水産部」を「水産林政部」に改める。

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第十七条の改正規定(第七十四条第一項)を「第二百二十八条第一項」に改める部分に限る。は、漁業法等の一部を改正する等の法律(平成三十年法律第九十五号)の施行の日から施行する。

平成三十一年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

卸売市場検査規程の一部を改正する訓令

卸売市場検査規程(昭和四十九年宮城県訓令第五号)の一部を次のように改正する。

第三条中「農林水産部園芸振興室若しくは水産振興課」を「農政部園芸振興室、水産林政部水産振興課」に改める。

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○宮城県訓令第十二号

県工事検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県工事検査規程の一部を改正する訓令

県工事検査規程(昭和三十九年宮城県訓令第六号)の一部を次のように改正する。

別表第二下水道事務所の項を削る。

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

## 告 示

○宮城県告示第二百五十七号

出納事務の委任等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十一年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

出納事務の委任等に関する規程の一部を改正する告示

出納事務の委任等に関する規程（昭和六十年宮城県告示第三百五十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項中「及び農林水産部」を「、農政部及び水産林政部」に、「及び農林水産部農林水産総務課」を「、農政部農政総務課及び水産林政部水産林政総務課」に改める。

附 則

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

○宮城県告示第二百五十八号

平成十二年宮城県告示第四百九号（地方公所の指定）の一部を次のように改正し、平成三十一年四月一日から施行する。

平成三十一年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第六号中「農林水産部」を「農政部」に、「、王城寺原補償工事事務所、林業技術総合センター及び水産技術総合センター」を「及び王城寺原補償工事事務所」に改める。

第九号中「泉警察署」の下に「、若林警察署」を加え、同号を第十号とする。

第八号を第九号とする。

第七号中「、中南部下水道事務所、東部下水道事務所」を削り、同号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 水産林政部

水産技術総合センター及び林業技術総合センター